

日本歯科専門医制度概報

【令和6年（2024年）度版】

1	専門医一覧	1
2	令和6年度版日本歯科専門医制度概報の発刊にあたって	2
3	各学会の会員数及び専門医数等の一覧表	4
4	広告可能な日本歯科専門医機構認定専門医名称	5
5	広告が可能な歯科医師の専門性に関する資格名	6
6	過去3年間の各専門医試験の受験者数・合格者数・合格率	7
7	学会別専門医認定制度の概要	8
8	日本歯科専門医機構 定款	36
9	日本歯科専門医機構 役員名簿	46
10	専門医の広告表示に関する施行通知について	47
11	医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する 広告等に関する指針の一部改正について	51
12	基本領域と同一の専門性のある学会認定専門医を広告可能と する経過措置の終了について	52
13	医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する 広告等に関する指針の一部改正について	56

一般社団法人 日本歯科専門医機構

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-3-14
市ヶ谷ガラスゲート 2F

TEL:03-3263-7771

URL: <https://jdsb.or.jp>

専門医一覧

令和7年3月31日現在

基本領域専門医（学会）

口腔外科専門医	8
歯周病専門医	11
歯科麻酔専門医	15
小児歯科専門医	18
歯科放射線専門医	22
補綴歯科専門医	26
歯科保存専門医	30
矯正歯科専門医	33

令和 6 年度版日本歯科専門医制度概報の発刊にあたって

一般社団法人 日本歯科専門医機構

理事長 今井 裕

IT 広報委員会委員長 飯田征二

日本の歯科専門医制度は、長らく各学会が独自に定めた要件や基準に基づき運用されてきました。しかし、学会ごとに認定された専門医の数は多く、その名称や診療内容が国民にとって分かりにくいこと、さらには専門医の質の担保が十分でないことなど、いくつかの課題を抱えていました。

これらの課題解決に向け、2005 年以降、日本歯科医学会を中心に専門医認定制度に関する議論が重ねられ、2015 年には厚生労働省内に「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」が設置され、制度設計が大きく進展しました。そして 2018 年には、第三者機関として日本歯科専門医機構が発足し、現在では 29 の歯科関連団体が社員として参画し、運営を担っております。

当機構では理念と活動目的を定め、運営規則（制度設計の基本方針・歯科専門医制度基本整備指針等）を整備した上で、それらを基盤とする新制度による歯科専門医の認定を開始いたしました。現在、以下の 10 領域を歯科専門性の基本領域として定め、このうちインプラント歯科専門医および総合歯科専門医（いずれも仮称）を除いた 8 領域について、制度の評価・認定を実施しております。

1. 口腔外科専門医
2. 歯周病専門医
3. 小児歯科専門医
4. 歯科麻酔専門医
5. 歯科放射線専門医
6. 補綴歯科専門医
7. 矯正歯科専門医
8. 歯科保存専門医
9. インプラント歯科専門医（仮称）
10. 総合歯科専門医（仮称）

とりわけ新制度の下で養成される総合歯科専門医（仮称）は、超高齢社会において求められる歯科医師像を体現し、医学的配慮が必要なハイリスク歯科患者、障害を有する患者、加齢により口腔機能が低下した患者に対して、安全かつ適切な歯科医療を提供できることを目指しています。

また、インプラント歯科専門医および総合歯科専門医（いずれも仮称）については、2026年度中に制度ならびに運用（研修施設・専門医認定）の評価・認定を開始する見込みです。

新たな歯科専門医制度は依然として発展途上にあり、今後も不断の議論を重ね、制度の精度を高めるとともに、あらゆる情報の可視化を通じて課題解決を図ってまいります。

このたび、活動内容をより詳細にお伝えするため、令和6年（2024年）度より毎年「概報」を発刊する運びとなりました。本概報を通じて、当機構に対する理解が一層深まることを心より期待しております。

結びに、社員団体のますますのご発展を祈念申し上げますとともに、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

各学会の会員数及び専門医数等の一覧表

学会名	学会員数	専門医名称	学会認定 専門医数	機構認定 専門医数	日本歯科医学会 加盟学会
日本口腔外科学会	11,493名	口腔外科専門医	2,313名	2,251名	●
日本歯周病学会	13,211名	歯周病専門医	1,192名	1,192名	●
日本歯科麻酔学会	2,954名	歯科麻酔専門医	376名	376名	●
日本小児歯科学会	5,204名	小児歯科専門医	1,113名	1,113名	●
日本歯科放射線学会	1,599名	歯科放射線専門医	245名	218名	●
日本補綴歯科学会	6,916名	補綴歯科専門医	930名	452名	●
日本顎咬合学会	8,986名				●
日本歯科保存学会	4,799名	歯科保存専門医	1,030名	16名	●
日本歯内療法学会	2,849名				●
日本矯正歯科学会	7,369名	矯正歯科専門医	377名	201名	●

広告可能な日本歯科専門医機構認定専門医名称

基本領域名	広告名称
口腔外科	日本歯科専門医機構認定口腔外科専門医
歯周病	日本歯科専門医機構認定歯周病専門医
歯科麻酔	日本歯科専門医機構認定歯科麻酔専門医
小児歯科	日本歯科専門医機構認定小児歯科専門医
歯科放射線	日本歯科専門医機構認定歯科放射線専門医
補綴歯科	日本歯科専門医機構認定補綴歯科専門医
歯科保存	日本歯科専門医機構認定歯科保存専門医
矯正歯科	日本歯科専門医機構認定矯正歯科専門医

広告が可能な歯科医師の専門性に関する資格名

団体名	資格名	厚生労働省届出受理
公益社団法人 日本口腔外科学会	口腔外科専門医	平成15年11月19日
特定非営利活動法人 日本歯周病学会	歯周病専門医	平成16年10月5日
一般社団法人 日本歯科麻酔学会	歯科麻酔専門医	平成18年3月24日
公益社団法人 日本小児歯科学会	小児歯科専門医	平成18年3月24日
特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会	歯科放射線専門医	平成22年3月17日
公益社団法人 日本補綴歯科学会	補綴歯科専門医	令和5年10月12日
特定非営利活動法人 日本顎咬合学会		
特定非営利活動法人 日本歯科保存学会	歯科保存専門医	令和6年9月13日
一般社団法人 日本歯内療法学会		
公益社団法人 日本矯正歯科学会	矯正歯科専門医	令和6年9月13日

過去3年間の各専門医試験の受験者数・合格者数・合格率

専門医名称	実施年度	受験者数	合格者数	合格率
口腔外科専門医	令和4年度	81	75	92.6%
	令和5年度	84	78	92.9%
	令和6年度	76	72	94.7%
歯周病専門医	令和4年度	34	19	55.9%
	令和5年度	45	30	66.7%
	令和6年度	48	31	64.6%
歯科麻酔専門医	令和4年度	26	16	61.5%
	令和5年度	24	17	70.8%
	令和6年度	27	18	66.7%
小児歯科専門医	令和4年度	54	41	75.9%
	令和5年度	50	39	78.0%
	令和6年度	31	22	71.0%
歯科放射線専門医	令和4年度	5	4	80.0%
	令和5年度	7	7	100.0%
	令和6年度	7	7	100.0%
補綴歯科専門医	令和4年度	89	71	79.8%
	令和5年度	290	164	56.6%
	令和6年度	236	217	91.9%
歯科保存専門医	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	19	18	94.7%
	令和6年度	141	133	94.3%
矯正歯科専門医	令和4年度	—	—	—
	令和5年度	239	201	84.1%
	令和6年度	40	33	82.5%

学会別専門医認定制度の概要

口腔外科専門医	
専門医名称	口腔外科専門医
専門医制度名	口腔外科専門医制度
学会名	公益社団法人 日本口腔外科学会
会員数 ・ 歯科医師数 ・ 医師数 ・ 歯科衛生士数 ・ 学生数 ・ その他の会員数 (賛助会員等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師数 11,291 人 ・ 医師数 69 人 ・ 歯科衛生士数 78 人 ・ 学生数 0 人 ・ その他会員数 55 人
専門医数	2,313 人
歯科専門医機構認定専門医数	2,251 人
専門医担当委員会	専門医制度委員会、認定医資格認定・専門医資格審査会、研修施設資格審査会
専門医到達目標	口腔外科専門医研修カリキュラムにしたがって、I: 全身状態の把握、II: チーム医療・地域医療活動・コーチング、III: 周術期管理、IV: 口腔外科診療、V: 医療安全対策・感染予防対策、VI: 医の倫理・プロフェッショナリズム、VII: 学術的活動を修得する。
専門医申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国の歯科医師又は医師免許証を有し、良識ある人格を有する者 ・ 歯科医師又は医師免許登録後、6年以上継続して本学会会員であること ・ 「口腔外科認定医」であること ・ 歯科医師又は医師免許登録後、本学会の定める研修カリキュラムに従い、研修施設ならびに準研修施設で通算6年以上、口腔外科に関する診療に従事していること <p>以下の研修実績、診療実績及び論文業績を有すること。</p> <p>①研修実績</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 学会参加・発表；75 単位以上 2) 研修会参加；教育研修会および歯科臨床医リフレッシュセミナーに参加 3) 全身管理研修；20 例以上（麻酔科・救急科研修）

	<p>4) 救急救命研修；ACLS コースまたは ICLS コースに参加</p> <p>5) 日本歯科専門医機構共通研修；直近 5 年間各年 2 単位</p> <p>② 論文実績；3 編以上（うち 1 編は日本口腔外科学会雑誌を含み，1 編は IJOMS, JOMSMP, 日本口腔外科学会雑誌の筆頭が必要）</p> <p>③ 診療実績；学会が定めた診療分野ならびに手術の難易度の分類に従って以下を満たすこと。</p> <p>1) 口腔外科執刀症例；A-D 分野から合計 100 例以上（うち 40 例以上はレベル II 以上）</p> <p>2) 入院管理；A-D 分野から合計 50 例以上</p> <p>3) 管理・診断；E, F 項目から各 5 例以上</p> <p>レベル II（中等度）以上の難易度の手術を含む手術症例 20 例、入院管理症例 40 例、管理診断症例 10 例の症例報告書の提出を申請時に求める。</p>
試験内容	試験は、口頭試問（報告症例について）、筆記試験（記述試験）及び手術（レベル II 以上）等の実地審査
臨床関係事項	週 3. 5 日以上で常勤医として勤務期間は研修施設ではその勤務年数を、准研修施設においては 3/4 換算とし診療従事年数を算定する
研修施設	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔外科疾患全般を対象とする施設であること ・研修カリキュラムに定められた口腔外科手術が、下記に示す所定の件数以上行われていること ・指導医が 1 名以上常勤し、十分な指導体制がとられていること ・研修教育行事の開催が恒常的に行われていること ・研修実績報告書を毎年提出すること ・全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術 50 例以上、口腔外科疾患入院症例 80 例以上 ・准研修施設については全身麻酔下あるいは静脈内鎮静法による口腔外科手術 20 例以上、口腔外科疾患入院症例 30 例以上。 <p>研修施設数：334 施設、准研修施設数：309 施設</p>
指導体制	<p>指導医の選定条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定医又は専門医を指導し、口腔外科の発展と向上に資する者 ・口腔外科に関する診療、教育及び研究の指導が行える資質を有する者 ・歯科医師又は医師免許登録後、12 年以上継続して本学会会員であること ・口腔外科専門医であること ・歯科医師又は医師免許登録後、研修施設又は准研修施設において、通算 12 年以上、口腔外科に関する診療に従事

	<p>していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「口腔外科専門医」取得後3年以上、研修施設または准研修施設において指導医の指導のもとに口腔外科に関する診療に従事していること ・口腔外科手術:手術難易度区分のうち、レベルII以上の手術を60症例以上執刀すること。 ・申請前の10年間、口腔外科学に関する学術論文を10編以上発表すること。10編のうち3編は、日本口腔外科学会雑誌あるいはJOMSMP, IJOMSでの発表とする。 <p>指導医の試験は所定の書類審査に加え、実地での口頭試問ならびに手術の実地審査により行われる。</p>
更新関係事項	<ul style="list-style-type: none"> ・5年毎の更新制 ・専門医の資格更新を申請する者は、研修実績として、学会参加・学会発表・論文発表により100単位以上、本学会又は関連学会が主催する教育研修会などへの参加により20単位以上、診療実績により10単位及び地域貢献により10単位を修め、かつ、学会発表・論文発表・診療実績・地域貢献等を記載した実績報告書を提出しなければならない。
広報体制関係 ・学会誌 ・HP ・その他	<p>学会誌・日本口腔外科学会雑誌 年13回発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Journal of Oral and Maxillofacial Surgery, Medicine, and Pathology (JOMSMP アジア口腔外科学会発行、日本口腔外科学会英文機関誌)年6回発行 <p>HP：https://www.jsoms.or.jp/</p> <p>その他：Newsletter 年2回発行（季刊誌）</p>
特記事項	<p>専門医申請においては、麻酔科あるいは救命救急科での所定の研修を必要とする</p>
事務所所在地 ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mailアドレス ・HPアドレス	<p>所在地：〒108-0014 東京都港区芝5-27-1</p> <p>TEL：03-5422-7731</p> <p>FAX：03-6381-7471</p> <p>E-mail：office@jsoms.or.jp</p> <p>HP：https://www.jsoms.or.jp/</p>

歯周病専門医	
専門医名称	歯周病専門医
専門医制度名	歯周病専門医制度
学会名	特定非営利活動法人 日本歯周病学会
会員数 ・ 歯科医師数 ・ 医師数 ・ 歯科衛生士数 ・ 学生数 ・ その他の会員数 (賛助会員等)	合計 13,211 人 ・ 歯科医師数 (医師も含む) 9,121 人 ・ 歯科衛生士数 3,638 人 ・ 学生数 10 人 ・ その他の会員数 442 人
専門医数	1,192 人 2024 年 12 月 31 日現在
歯科専門医機構認定専門医数	1,192 人 2024 年 12 月 31 日現在
専門医担当委員会	歯周病専門医審査委員会
専門医到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歯周病治療に必要な基礎的知識を習熟し、臨床応用できる。 2. 歯周病治療に必要な検査・処置・治療に習熟し、それらの臨床応用ができる。 3. 一定レベルの治療を適切に実施できる能力を修得し、その臨床応用ができる。 4. 歯周病診療を行う上で、医の倫理や医療安全に基づいたプロフェッショナルとして適切な態度と習慣を身に付ける。 5. 歯周病学の進歩に合わせた生涯学習を行う方略の基本を習得し実行できる。
専門医申請資格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本国の歯科医師免許証を有し、歯科医師としての人格および識見を具えている者であること。 2. 申請時において、会員であること。 3. 日本歯科専門医機構が認定した歯周病専門医研修施設において3年以上の研修後に、歯周病治療の基本知識と技量を担保する本学会認定医(または、日本臨床歯周病学会認定医)を取得し、さらに、同機構が認定した歯周病専門医研修施設にて指導医のもとで通算2年以上の歯周病治療に関する研修と臨床経験を有していることを研修期間とし指導医の確認を得ていること。

	<p>4. 申請時において、歯周病専門医研修プログラムを修了した者であること。</p> <p>5. 申請時において、規定の診療経験（10 症例）および学術業績を有する者であること。</p>
試験内容	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病専門医審査委員会が実施。 ・年2回、9月と3月に開催。 ・筆記試験、ならびに口頭試験（ケースプレゼンテーション）によって審査を行う。 ・ともに各6割以上の正答率を基にした絶対評価にて判定を実施。
臨床関係事項	<p>研修期間：</p> <p>日本歯科専門医機構が認定した歯周病専門医研修施設において通算5年以上、研修を受けていること。</p> <p>必須経験：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯周病治療の基本知識と技量を担保する本学会認定医（または、日本臨床歯周病学会認定医）を取得する。さらに、同機構が認定した歯周病専門医研修施設にて通算2年以上の歯周病治療に関する研修と臨床経験を修了する。
研修施設	<p>次の条件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修カリキュラムを適正に実施できる施設であること。また、歯周病治療に求められる質と数の診療が行える施設であること。 ・歯周病専門医である指導医1名以上が常勤し、申請に必要な症例数(研修希望者1名あたり10症例/5年間)に応じて研修希望者を受け入れている施設であること。 ・歯周病治療およびこれに関する領域の疾患の診断と治療に関する教育研究の実施に必要な設備を有していること。 ・歯周病専門医に関連する課題について定期的に教育・研修が行われていること。 <p>研修施設数：180施設（令和6年12月31日現在）</p>

<p>指導体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導医の選定条件（書類審査） (1) 専門医登録後, 7年以上の学会歴および歯周治療の経験を有していること (2) 専門医登録後, 認定医・専門医教育講演に5回以上出席していること (3) 専門医登録後, 本学会学術大会または本学会認定医・専門医教育講演または本学会臨床研修会において2回以上筆頭発表者として症例発表していること (4) 指導医にふさわしい業績を有すること (5) 原則として日本歯科医師会の正会員または準会員であること (6) 本学会定款細則第43条の規定に基づき禁煙宣言に対して同意した非喫煙者であること <p>2 歯科大学および大学歯学部において歯周病学を担当する教授は上記(1)(2)を満たさなくてもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導医の更新条件（5年毎、書類審査） (1) 歯周病専門医制度施行細則に定める生涯研修単位を満たさなければならない。 (2) 歯周病専門医制度施行細則第12条で定める専門医更新要件を満たし, かつ, 指導医制度細則第2条で定める生涯研修単位要件を満たすことで, 指導医を更新することができる。 <p>・ 指導医数：292名（令和6年12月31日現在）</p>
<p>更新関係事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年毎の更新制（書類審査） ・ 次の条件をすべて満たすこと。 ① 日本国の歯科医師免許証取得かつ、日本歯周病学会会員資格 ② 本学会認定医・専門医教育講演への2回以上の出席を含む、専門領域研修50単位以上取得 ③ 日本歯科専門医機構が主催、あるいは認定した共通研修に関する当該講習会への参加。毎年度2単位ずつ取得し、5年間で10単位以上取得。 ④ 業績発表10単位以上。ただし、初回更新時：本学会学術大会時に臨床ポスター発表(10単位)をしていることを義務付ける。

	<p>⑤臨床実績 500 単位以上（歯周病専門医取得後 20 年経過者は免除規定有）</p> <p>・止むを得ない理由で更新の申請ができないと歯周病専門医審査委員会が認めた場合には，その理由が消滅した時点に遡及し申請することができる。</p>
<p>広報体制関係</p> <p>・学会誌</p> <p>・HP</p> <p>・その他</p>	<p>・学会誌：日本歯周病学会会誌（電子版、オープンアクセス）年 4 回発行</p> <p>・HP：https://www.perio.jp/</p> <p>・国民向け歯周病ウェブサイト「ペリオブック」 https://periobook.perio.jp/：学会 HP とは別に歯周病に関する情報発信を行っている。</p>
特記事項	
<p>事務所所在地</p> <p>・電話番号</p> <p>・FAX 番号</p> <p>・E-mail アドレス</p> <p>・HP アドレス</p>	<p>・所在地：〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル （一財） 口腔保健協会内</p> <p>・TEL：03-3947-8891</p> <p>・FAX：03-3947-8341</p> <p>・E-mail：gakkai16@kokuhoken.or.jp</p> <p>HP：https://www.perio.jp/</p>

歯科麻酔専門医	
専門医名称	歯科麻酔専門医
専門医制度名	歯科麻酔専門医制度
学会名	一般社団法人 日本歯科麻酔学会
会員数 ・ 歯科医師数 ・ 医師数 ・ 歯科衛生士数 ・ 学生数 ・ その他の会員数 (賛助会員等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師数 2,471 人 ・ 医師数 59 人 ・ 歯科衛生士数 432 人 ・ 学生数 1 人 ・ その他会員数 30 人 (2025 年 4 月現在)
専門医数	376 人 (2025 年 1 月現在)
歯科専門医機構認定専門医数	376 人 (2025 年 1 月現在)
専門医担当委員会	専門医審査委員会
専門医到達目標	<p>歯科麻酔専門医研修カリキュラムにしたがって修得する。</p> <p>① 専門知識：専門的知識や疾患・病態の理解などの範囲と要求水準</p> <p>1. 麻酔学・歯科麻酔学総論、2. 麻酔の法と倫理、3. 全身管理の基本、4. 局所麻酔、5. 精神鎮静法、6. 全身麻酔、7. 麻酔管理上問題となる疾患、8. 口腔外科手術と全身管理、9. 歯科患者の日帰り全身麻酔（外来全身麻酔）、10. 小児の麻酔管理、11. 高齢者の麻酔管理、12. 障害者の麻酔、13. 訪問歯科診療における患者管理、14. ペインクリニック、15. 歯科治療における全身的偶発症、16. ショック、17. 心肺蘇生法、18. 歯科医療におけるリスクマネジメント</p> <p>② 専門技能：診察・検査・診断・処置・手術などの範囲と要求水準</p> <p>1. 局所麻酔、2. 精神鎮静法、3. 全身麻酔、4. 麻酔管理上問題となる疾患、5. 口腔外科手術と全身管理、6. 歯科患者の日帰り全身麻酔（外来全身麻酔）、7. 小児の麻酔管理、8. 高齢者の麻酔管理、9. 障害者の麻酔、10. 訪問歯科診療における患者管理、11. 歯科治療における全身的偶発症、12. ショック、13. 心肺蘇生法、14. 歯科医療におけるリスクマネジメント</p> <p>③ 診療態度：修得すべき項目と内容・範囲および要求水準</p> <p>1. 麻酔の法と倫理、2. 歯科医療におけるリスクマネジメント</p>

<p>専門医申請資格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国歯科医師免許証を有すること ・ 学会認定医であること ・ 筆記試験の時点で継続して5年以上本学会員で、かつ歯科麻酔分野の業務に週3日以上従事していること ・ 歯科麻酔学指導施設の所属長である歯科麻酔指導医が専門医申請を認めたもの ・ 大学病院等の歯科麻酔学指導施設に専従するもの以外では、認定医取得後、歯科に関連する全身麻酔を含む全身管理症例あるいは疼痛治療症例を、担当もしくは指導していること ・ 専門医にふさわしい業績を有すること ・ 専門医研修カリキュラムを修了していること
<p>試験内容</p>	<p>筆記試験（症例検討問題・専門的知識問題）および口頭試問（試問Ⅰ（歯科麻酔専門医に関する一般事項についての試問）、試問Ⅱ（専門知識に関する試問））</p>
<p>研修施設</p>	<p>①歯科麻酔学指導施設 32 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年間の歯科領域に関連する全身麻酔症例数が100例以上、また静脈内鎮静法症例数が100例以上あること ・ 歯学教育機関であること、または診療科目“歯科麻酔”等の院内掲示がされ、専従的な業務形態が確立されていること ・ 歯科麻酔に関して適切な教育・臨床・研究を行える指導体制が確立されていること ・ 申請時点から遡って過去5年間に5編以上の歯科麻酔学に関連した学術論文（うち2編以上は日本歯科麻酔学会雑誌もしくはAnesthesia Progress）を公表していること ・ 救急蘇生の研修が定期的かつ継続的に実施され、リスクマネジメントシステムが構築されていること ・ 設備・備品等に関して下記の項目が満たされていること <p>②研修機関 41 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科麻酔指導医もしくは歯科麻酔専門医が担当・指導している歯科領域に関連する全身麻酔症例数が年間100例以上あること ・ 全身麻酔および救急蘇生に必要な器械・器具、回復室、臨床検査器材、また麻酔学に関連する相当数の図書等が備わっていること <p>③準研修機関 22 施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科麻酔専門医が担当・指導している歯科領域に関連する

	<p>全身麻酔症例または静脈内鎮静法症例が年間 50 例以上あること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全身麻酔および救急蘇生に必要な器械・器具、回復室、臨床検査器材、また麻酔学に関連する相当数の図書等が備わっていること
指導体制	<p>歯科麻酔指導医・指導者の選定条件：学会認定医や専門医を志望するものを指導するために十分な能力があり、研修施設の麻酔関連業務の責任者であること。</p> <p>歯科麻酔学指導施設の歯科麻酔指導医（32 人）、研修機関又は準研修機関の指導者（63 人：重複有）、各施設又は各機関の歯科麻酔専門医が指導を行う。</p>
更新関係事項	<ul style="list-style-type: none"> ・5 年毎の更新制 ・更新単位 61 単位以上が必要となる。 <p>（診療実績 250 症例以上、歯科麻酔科領域講習 16 単位以上、歯科専門医共通研修 10 単位以上 他）</p>
広報体制関係 ・学会誌 ・HP ・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・和文誌「日本歯科麻酔学会雑誌」年 4 回（論文号）年 1 回（抄録号） ・Anesthesia Progress（アメリカ歯科麻酔学会発行、日本歯科麻酔学会機関誌）年 4 回 ・https://jdsa.jp/ ・「ニューズレター」年 4 回発行
特記事項	<p>日本麻酔科学会認定施設で医科麻酔科研修を行っている。</p>
事務所所在地 ・電話番号 ・FAX 番号 ・E-mail アドレス ・HP アドレス	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9-401 駒込 TS ビル（一財）口腔保健協会内 ・TEL：03-3947-8891 ・FAX：03-3947-8341 ・E-mail：gakkai12@kokuhoken.or.jp ・HP：https://jdsa.jp/

小児歯科専門医	
専門医名称	小児歯科専門医
専門医制度名	小児歯科専門医制度
学会名	公益社団法人 日本小児歯科学会
会員数 ・ 歯科医師数 ・ 医師数 ・ 歯科衛生士数 ・ 学生数 ・ その他の会員数 (賛助会員等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師数：4,418 人 ・ 医師数：0 人 ・ 歯科衛生士数：686 人 ・ 学生数：4 人 ・ その他の会員数：96 人
専門医数	1,113 人
歯科専門医機構認定専門医数	1,113 人
専門医担当委員会	専門医委員会
専門医到達目標	<p>・ 小児歯科学の専門的知識と技術，そして公共的使命と社会的責任を有する歯科医師を育成するとともに，小児歯科医療の発展と向上をはかり，小児保健の充実と増進に寄与することを目的とし小児歯科専門医制度を整備している。</p> <p>・ 「公益社団法人小児歯科学会専門医制度規則」に記載された専門医研修カリキュラム、教育研修を修了することで小児歯科領域における診断と治療のための一貫した医療技能を修得させるとともに、他科診療科からの要請に応じて適切な指示を与えることのできる能力、患児および保護者に対して適切に対応できる能力を養い、小児歯科医療と小児保健の発展に寄与できるよう養成賦与することを目標とする。</p> <p>・ 専門知識：専門医研修カリキュラムを学会認定の研修施設で学ぶことで ①小児と保健医療 ②成長・発達 ③診察・検査・治療計画 ④小児期の歯・口腔の疾患 ⑤健康教育・口腔保健 ⑥医療安全についての専門的知識を習得する。</p> <p>・ 専門技能および態度：教育研修は、臨床、学術、業績に分別され、各研修において必要と定められた研修単位を修得することを求めている。</p> <p>・ 主治医として担当した小児歯科治療で、長期継続観察症例と定義される症例について、初診からの経過をまとめて記載</p>

	<p>し、定められた症例数を満たし提出する（乳歯列期から混合歯列期にかけての症例を含む）。診療内容は齲蝕、外傷、咬合誘導、過剰歯・小帯異常、齲蝕予防管理、歯周疾患あるいは発達障害児，全身疾患を有する小児，歯科的不協力児の長期口腔管理など。また、症例ではなく成長発達期の各年齢での管理を経験することを目標とし、0歳～の各年齢、また障害児や有病児の診療の経験数は研修機関合計で120例とすることも定めている。</p>
専門医申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国歯科医師の免許を有すること。 ・専門医の認定申請時において、5年以上引き続いて本学会会員である者。 ・本学会認定研修施設で、「公益社団法人小児歯科学会専門医制度規則」第7章に定められた教育研修内容に従い、「公益社団法人小児歯科学会専門医制度施行細則」第5条で示される研修を修めた者。 ・専門医の認定申請時に教育研修単位を必要単位数取得している者。 ・専門医研修カリキュラムを修了した者。 ・申請までの5年間において、日本歯科専門医機構が定める5つの共通研修区分の各々1単位を含む計10単位以上を受講した者。 ・原則として、日本歯科医師会会員である者（正会員、準会員）。 ・研修施設において2年以上の研修を受けるとともに、通算5年以上の小児歯科臨床経験を有すること。
試験内容	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験（客観試験：選択肢問題、症例課題：記述試験） ・口頭試問（主治医として担当した小児歯科治療10症例（上記記載）の中から2症例についてケースプレゼンテーションを行う）。
臨床関係事項	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上の臨床研修は定められた単位を計算し、研修記録簿に記載し提出する。（卒後1年の「初期臨床研修」の期間は含まない） ・知識・態度についての研修の達成度を専門医研修カリキュ

	<p>ラムチェックリストを用いて、指導医と申請者の両者で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能・学術的姿勢については教育研修単位取得証明書、教育研修記録簿、症例リスト、患者リストを規程書式に記載し提出する。
研修施設	<ul style="list-style-type: none"> ・本学会が定める小児歯科専門医研修カリキュラムに沿った教育および研修が定期的に行われていること。 ・「公益社団法人小児歯科学会専門医指導医制度規則」第1章で定める専門医指導医が1名以上常勤として所属し、施行細則に定めた診療実績を有していること。指導医1名に対して被指導医10名を限度とする。 ・研修実施に必要な施設として施行細則に定めた設備や機能を有していること。 ・上記の各号を満たしているか、専門医認定委員会が上記と同等以上の診療の実態、設備および機能を有すると認めた施設であること。 <p>上記内容を満たさない事項が生じた場合あるいは研修施設の責任者から申し出があった場合は、専門医認定委員会で審議し理事会の議を経て、専門医機構に報告し、研修施設の指定を取り消すものとする。</p> <p>研修施設：86施設</p>
指導体制	<p>指導医1名に対して専門研修歯科医師は10名を限度とする。研修施設として認められた各施設において、指導を行う。</p>
更新関係事項	<p>5年毎の更新制である。小児歯科専門医制度に定める生涯研修単位基準に従って研修を行っていることが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床実績の評価は、①0歳～の各年齢、また②障害児または有病児、③全身麻酔、鎮静等特別な対応法を用いた患者の診療をそれぞれ10人以上実施し、60名以上の担当患者リストの提出を求めている。 ・生涯研修単位として、学術および業績活動を報告することを求めている。 ・専門医認定委員会が主催する専門医研修セミナー等に5年間の認定更新期間中に[^]2回以上出席する。 ・5年間の認定更新期間中に、日本小児歯科学会（全国大会、地方会大会）に6回以上出席する。

	<p>・日本小児歯科学会または関連学会における小児歯科に関する一般発表、小児歯科関連学術雑誌への論文発表あるいは小児歯科医療の発展や社会貢献に寄与する内容の著書、雑誌等への執筆または、日本小児歯科学会地方会で学術発表を行う。</p>
<p>広報体制関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会誌 ・HP ・その他 	<p>学会誌：小児歯科学雑誌（和文機関誌）年4回発刊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PEDIATRIC DENTAL JOURNAL（英文機関誌）年3回発刊 ・HP：https://www.jspd.or.jp/
特記事項	なし
<p>事務所所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 ・FAX 番号 ・E-mail アドレス ・HP アドレス 	<p>所在地：〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル 3階 （一財）口腔保健協会内</p> <p>TEL：03-3947-8891（代）</p> <p>FAX：03-3947-8341</p> <p>E-mail： jspd@kokuhoken.or.jp</p> <p>HP：https://www.jspd.or.jp/</p>

歯科放射線専門医	
専門医名称	歯科放射線専門医
専門医制度名	歯科放射線専門医制度
学会名	特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会
会員数 ・ 歯科医師数 ・ 医師数 ・ 歯科衛生士数 ・ 学生数 ・ その他の会員数 (賛助会員等)	・ 歯科医師数 1,580 人 ・ 図書会員数 8 人 ・ その他の会員数 11 人
専門医数	245 人
歯科専門医機構認定専門医数	218 人
専門医担当委員会	認定委員会
専門医到達目標	<p>①専門知識：専門的知識や疾患・病態の理解などの範囲と要求水準</p> <p>(1)口腔顎顔面領域疾患の画像診断</p> <p>(2)口腔顎顔面領域悪性腫瘍の放射線治療</p> <p>(3)放射線の性質と防護</p> <p>②専門技能：診察・検査・診断・処置・手術などの範囲と要求水準</p> <p>歯科口腔外科領域で行われる X 線検査手技の全てにおいて精通し、画像診断ができる。</p> <p>③診療態度：修得すべき項目と内容・範囲および要求水準</p> <p>医療安全,医療倫理、検査のインフォームドコンセント、感染対策と品質保証計画の実施などができる。</p> <p>④学術的姿勢：修得すべき学術的姿勢の内容・範囲および要求水準</p> <p>画像診断や放射線治療の進歩に対応するため、常に自己研鑽に努め、学術集会や研修会への参加、研究・論文発表を通じて科学的思考と EBM を実践し、生涯にわたり学び続ける姿勢を維持することができる。</p>

<p>専門医申請資格</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 日本国の歯科医師免許を有し、良識ある人格を持つ者 2. 学会の正会員として 5 年以上継続した者 3. 学会認定医の資格を有する者 4. 別に定める資格を有する者 5. 別に定める診療実績・研修実績・研究実績を有する者 <p>具体的には以下について条件を満たした場合、申請ができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 診察・検査・手術・処置に関する要件： 口腔領域の画像診断報告書を 200 例以上作成し、うち 100 例は筆頭として作成。50 例以上は CBCT・CT・MRI などを含む。なお、口腔放射線腫瘍認定医は、外照射治療計画、小線源治療、放射線治療に関わる口腔管理を症例数として含めることができる。 2. 地域医療活動の要件： 地域医療機関と連携した放射線診療・業務を 10 例以上経験。 3. 学術活動の要件： 歯科放射線に関する学会発表を行い、学術論文を 3 編以上発表（うち 1 編以上は指定誌の筆頭著者）。※「歯科放射線」又は「Oral Radiology」掲載の筆頭著者としての論文を 1 編以上含むこと。「Oral Radiology」掲載論文 1 編は 2 編に換算する。 <p>また、評価は研修単位、症例数、学術活動などで行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規申請時：30 単位以上（学会発表、論文もしくは、入退室記録がある専門領域研修の単位）の研修、200 例以上の診断報告（うち 100 例以上を筆頭） ・日本歯科専門医機構が定める専門医共通研修を 5 年間で各年 2 単位が必要。
<p>試験内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験 <p>出題ガイドラインの範囲から多肢選択形式の問題が 50 問出題される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実技試験 <p>顎口腔領域疾患 2 症例について画像診断報告書を作成させ、</p>

	記載内容に関して口頭試問を行う。
臨床関係事項	歯科放射線専門医の専門研修は、週 3.5 日以上 5 年以上の常勤研修を基本とし、臨床現場と学会等での講習を通じて、画像診断、放射線の知識、医療安全などを体系的に修得する。
研修施設	<p>専門医研修施設は、指導医の配置、診療実績、設備、教育体制などに基づいて認定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導体制： 常勤指導医が 1 名以上おり、研修者 3 名につき 1 名以上の比率で配置。 ・設備・環境： 主要な X 線装置・CT 等の画像診断機器、読影室を備え、月 1 回以上の教育行事を実施。MRI などを有しない場合は、研修できる施設を確保すること。 ・指導内容： 画像診断、放射線機器や放射線防護に関する知識などを体系的に指導。 ・実績報告： 毎年、読影数や症例数等の年次報告書を提出。 <p>※現在の研修施設総数：29 施設</p>
指導体制	<p>指導医は、学会が定めた要件を満たし、専門医育成に責任を持つ常勤の専門医である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格要件： 専門医取得後 5 年以上の研修施設での常勤経験、10 年以上の学会会員歴と研修経験、深い知識と経験を持ち、教育に適した資質を有すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・研究実績： 学術発表 10 回以上（うち 5 回以上は当学会主催）、論文 10 編以上（うち「歯科放射線」または「Oral Radiology」に 2 編以上）。 ・配置基準： 研修受講者 3 名に対し指導医 1 名以上を配置。
更新関係事項	<p>専門医資格および研修施設の更新要件：</p> <p>【専門医の更新要件】 ※5 年ごとの更新が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 年間で専門研修 30 単位以上（指定学会等への参加を含む） ・日本歯科専門医機構が定める専門医共通研修を毎年 2 単位以上履修 ・画像診断報告書を 200 例以上作成（うち 20 例以上は筆頭報告） ・診療実績報告書の提出が必要 <p>【研修施設の更新要件】 ※5 年ごとの更新が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会等で 3 演題以上の発表実績 ・歯科放射線関連の学術論文 3 編以上（うち 1 編以上は「歯科放射線」または「Oral Radiology」に掲載）
広報体制関係	<ul style="list-style-type: none"> ・学会雑誌 歯科放射線 年 2 回発行 ・HP Oral Radiology 英文機関誌、年 4 回発行 ・その他 HP : https://www.jsomfr.org/
特記事項	
事務所所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：〒135-0033 東京都江東区深川 2-4-11 一ツ橋印刷(株)内 学会事務センター ・TEL：03-5620-1953 ・FAX：03-5620-1960 ・Email：jsomr@onebridge.co.jp ・HP： https://www.jsomfr.org/
<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 ・FAX 番号 ・E-mail アドレス ・HP アドレス 	

補綴歯科専門医	
専門医名称	補綴歯科専門医
専門医制度名	補綴歯科専門医制度
学会名	公益社団法人 日本補綴歯科学会 特定非営利活動法人 日本顎咬合学会
会員数 ・ 歯科医師数 ・ 医師数 ・ 歯科衛生士数 ・ 学生数 ・ その他の会員数 (賛助会員等)	<p><公益社団法人日本補綴歯科学会>令和5年1月現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師数：6,410 人 ・ 医師数： 0 人 ・ 歯科衛生士数： 10 人 ・ 学生数： 218 人 ・ その他の会員数：278 人 <p><特定非営利活動法人日本顎咬合学会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師数：7,626 人 ・ 医師数： 0 人 ・ 歯科衛生士数：714 人 ・ 学生数： 26 人 ・ その他の会員数：620 人・社
専門医数	学会認定専門医数：930 人 令和5年1月現在
歯科専門医機構認定専門医数	452 人 令和5年1月現在 (内37人は両学会会員)
専門医担当委員会	補綴歯科専門医制度・認定委員会 補綴歯科専門医制度小委員会 補綴歯科専門医認定小委員会 補綴歯科専門医倫理調査委員会
専門医到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・患者に専門的な歯科診療を提供するために、補綴歯科診療に必要な基本的知識を修得する。 ・適切な診療計画を立案するために、必要な診察、検査を選択し、実施する。 ・患者個々の状態に対応した補綴歯科診療を行うために、検査結果を基に治療計画を立案する。 ・患者の QOL 向上・維持のために、治療計画に基づいた補綴歯科診療を実践し、口腔機能の管理を行う。 ・患者に安心して安全な歯科医療を提供するために、医療安全、医療倫理、感染予防対策、個人情報保護に配慮した診療を実

	<p>施する.</p> <ul style="list-style-type: none"> •高度でかつ適切な歯科医療を提供するために、EBM の必要性を理解する. •自己研鑽を積むために、生涯学習の習慣を身につける.
<p>専門医申請資格</p>	<p>(1) 日本国歯科医師の免許を有すること</p> <p>(2) 専門医認定申請時において、両会いずれかの会員歴を継続して5年以上有すること</p> <p>(3) 認定研修機関において5年以上の補綴歯科に関する研修</p> <p>(4) 学術大会への出席：28単位以上</p> <p>(5) 本会が認める学術集会または刊行物における歯科補綴学に関連する報告：12単位以上</p> <p>(6) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療：310単位以上</p> <p><内訳></p> <p>イ. 治療終了後3年以上経過観察を行った症例：10単位（ケースプレゼンテーション試験に合格し、ケースプレゼンテーション論文が日本補綴歯科学会誌に受理される必要がある。 （なお、ケースプレゼンテーション試験を受験するためには認定医・専門医試験（多肢選択式試験）に合格しておく必要がある）</p> <p>ロ. 治療を終了した基本症例：2単位/1装置（200単位（100装置）以上、うち有床義歯60単位（30装置）を必ず含む）</p> <p>ハ. 治療を終了した難症例：5単位/1症例（100単位（20症例）以上を必ず含む）</p> <p>(7) 日本歯科専門医機構認定専門医共通研修の医療倫理, 医療安全, 院内感染, 患者・医療者関係の構築, 医療関連法規・医療経済の5項目（1項目2単位）を履修, 合計10単位以上.</p>
<p>試験内容</p>	<p>1. 治療終了後3年以上経過観察を行った症例に対するケースプレゼンテーション試験</p> <p>2. 補綴歯科に関連する多肢選択式試験</p> <p>3. 旧制度（日本補綴歯科学会認定専門医）からの切り替え対象者に課すオンライン筆記試験</p> <p>すべてに合格する必要がある</p>

臨床関係事項	<ul style="list-style-type: none"> ・認定研修機関において5年以上の補綴歯科に関する研修 ・専門医申請資格(6)に記載の臨床経験 ・専門医申請資格(6)イに記載のケースプレゼンテーション試験
研修施設	補綴歯科専門医認定研修機関(甲) 69 施設 補綴歯科専門医認定研修機関(乙) 18 施設 集計年月日 統一で
指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・研修指導医(指導者)の人員数:241名(うち代表指導医95名)・専門研修医受入人員数→678名適切な指導体制のために倫理委員会、ハラスメント防止対策委員会等を置いている
更新関係事項	<p>5年間に次の(1)から20単位以上、(2)から3単位と(3)から35単位以上、あるいは(3)から38単位以上、および(4)から10単位(2単位/年間)以上を含み、計70単位以上を修得しなければならない。ただし、(3)は基本的な症例を10装置以上、難症例を3例以上含むこととする。</p> <p>(1) 本会学術大会等への出席</p> <p>イ 両会(本会と日本顎咬合学会)学術大会、支部学術大会および専門医研修会 4単位</p> <p>ロ 生涯学習公開セミナー 2単位</p> <p>ハ 歯科補綴学関連学会 2単位</p> <p>(2) 本会が認める学術集会又は刊行物における歯科補綴学に関連する報告</p> <p>イ 論文発表 筆頭著者 8単位 共著者 4単位</p> <p>ロ 口演(ポスター)発表(症例報告を含む) 演者 6単位 共同演者 3単位</p> <p>ハ 両会(本会と日本顎咬合学会)学術大会、支部学術大会における講師(シンポジスト、同コーディネータ等を含む) 10単位</p> <p>(3) 歯科補綴学に関連する領域の疾患の診断および治療</p> <p>イ 治療を終了した基本的な症例 2単位(1装置) 10装置以上</p> <p>ロ 治療を終了した難症例 5単位(1口腔) 3症例以上</p> <p>(4) 専門医共通研修の必須項目の履修</p> <p>イ 日本歯科専門医機構が認定した研修会、シンポジウム等 2単位/年</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の理由のある場合の措置：妊娠、出産、介護等特定の理由がある場合は上記の条件を緩和あるいは期間を延長することがある。詳細は別途規程および細則にて定める
広報体制関係 <ul style="list-style-type: none"> ・学会誌 ・HP ・その他 	<日本補綴歯科学会> <ul style="list-style-type: none"> ・学会誌：日本補綴歯科学会誌 年4回発行 ・Journal of Prosthodontic Research（英文機関誌）年4回発行 ・HP https://www.hotetsu.com 随時更新 ・メールマガジン 月2回配信 ・JPR 通信 月1回配信 ・Facebook 随時更新 ・Letter for Members 年2回発行<公益社団法人日本補綴歯科学会> <日本顎咬合学会> <ul style="list-style-type: none"> ・学会誌：「咬み合わせの科学」年4巻発刊 ・HP：http://www.ago.ac ・その他：一般のみなさまに「補綴（ほてつ）歯科専門医」
特記事項	なし
事務所所在地 <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 ・FAX 番号 ・E-mail アドレス ・HP アドレス 	<日本補綴歯科学会> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地:〒105-0014 東京都港区芝 2-29-11 高浦ビル 4階 ・TEL:03-6722-6090 ・FAX：03-6722-6096 ・E-mail：hotetsu-gakkai01@hotmail.com ・HP：https://www.hotetsu.com <日本顎咬合学会> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地:〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-8-2 山京半蔵門パレス 201 ・TEL：03-6683-2069 ・FAX：03-6691-0261 ・E-mail：nichigaku@ago.ac ・HP：http://www.ago.ac

歯科保存専門医	
専門医名称	歯科保存専門医
専門医制度名	歯科保存専門医制度
学会名	特定非営利活動法人 日本歯科保存学会 一般社団法人 日本歯内療法学会
会員数 ・ 歯科医師数 ・ 医師数 ・ 歯科衛生士数 ・ 学生数 ・ その他の会員数 (賛助会員等)	<日本歯科保存学会> 合計 4,799 人 ・ 歯科医師数 (医師も含む) 4,295 人 ・ その他の会員数 (賛助会員等) 504 人 <日本歯内療法学会> 合計 2,849 人 ・ 歯科医師数 (医師も含む) 2,614 人 ・ その他の会員数 (賛助会員等) 202 人
専門医数	1,030 人 (日本歯科保存学会 753 人、日本歯内療法学会 277 人) 2024 年 12 月 31 日現在
歯科専門医機構認定専門医数	16 人 2024 年 12 月 31 日現在
専門医担当委員会	歯科保存専門医認定委員会
専門医到達目標	1. 歯科保存学 (保存修復学・歯内療法学) 領域における基礎的知識を習熟し、臨床応用できる。 2. 保存修復治療ならびに歯内療法に必要な検査・処置・治療に習熟し、それらの臨床応用ができる。 3. 一定レベルの治療を適切に実施できる能力を修得し、その臨床応用ができる。 4. 診療を行う上で、医の倫理や医療安全に基づいたプロフェSSIONALとして適切な態度と習慣を身に付ける。 5. 歯科保存学 (保存修復学・歯内療法学) 領域の進歩に合わせた生涯学習を行う方略の基本を習得し実行できる。
専門医申請資格	1. 日本国の歯科医師免許証を有し、歯科医師としての人格および識見を具えている者であること。 2. 申請時において、日本歯科保存学会、または日本歯内療法学会の会員であり、会員歴を5年以上有していること。3. 日本歯科専門医機構が認定した歯科保存専門医研修施設において歯科保存学 (保存修復学・歯内療法学) 領域における5年以上の研修と臨床経験を有し、指導医の確認を得ていること。

	<p>4. 申請時において、学会が定める歯科保存専門医研修プログラムを修了した者であること。</p> <p>5. 申請時において、規定の診療経験（30 症例）および業績（専門領域研修 40 単位以上）を有する者であること。</p>
試験内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科保存専門医認定委員会が実施。 ・ 現在は学会専門医、指導医からの移行申請のみ受付。以下その概要を示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 年 2 回、日本歯科保存学会学術大会翌日に開催。 ・ 筆記試験（多肢選択と記述式）によって審査を行う。 ・ 6 割以上の正答率を基にした絶対評価にて判定を実施。
臨床関係事項	<p>研修期間：</p> <p>日本歯科専門医機構が認定した歯科保存専門医研修施設において通算 5 年以上。</p> <p>必須経験：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本歯科専門医機構が認定した歯科保存専門医研修施設において歯科保存学（保存修復学・歯内療法学）領域に関する研修と臨床経験を修了する。
研修施設	<p>次の条件をすべて満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修カリキュラムを適正に実施できる施設であること。また、保存修復治療ならびに歯内療法に求められる質と数の診療が行える施設であること。 ・ 歯科保存専門医である指導医 1 名以上が常勤し、申請に必要な症例数(研修希望者 1 名あたりの新規患者数 120 症例/年間)に応じて研修希望者を受け入れている施設であること。 ・ 保存修復治療ならびに歯内療法、およびこれに関する領域の疾患の診断と治療に関する教育研究の実施に必要な設備を有していること。 ・ 歯科保存専門医に関連する課題について定期的に教育・研修が行われていること。 <p>研修施設数：14 施設（2024 年 12 月 31 日現在）</p>
指導体制	<p>現在、学会専門医、指導医からの移行申請のため、暫定的に学会指導医が実施している。移行期間終了後は歯科保存専門医を取得している指導医が指導する体制となる。</p>

<p>更新関係事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年毎の更新制（書類審査） ・ 次の条件をすべて満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 日本国の歯科医師免許証取得かつ、日本歯科保存学会、または日本歯内療法学会会員であること ② 専門領域研修 40 単位以上取得（うち、日本歯科保存学会、または日本歯内療法学会が認めた研修会、業績発表 30 単位以上） ③ 日本歯科専門医機構が主催，あるいは認定した共通研修に関する当該講習会への参加。毎年度 2 単位ずつ取得し，5 年間で 10 単位以上取得。 ④ 臨床実績 300 症例 400 単位 ・ 止むを得ない理由で更新の申請ができないと歯周病専門医審査委員会が認めた場合には，その理由が消滅した時点で遡及し申請することができる。
<p>広報体制関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学会誌 ・ HP ・ その他 	<p>< 歯科保存学会 ></p> <p>学会誌：日本歯科保存学雑誌（電子版、オープンアクセス） 年 5 回発行</p> <p>Operative Dentistry, Endodontology and Periodontology （英文機関誌同上） 年 1 回発行</p> <p>< 歯内療法学会 ></p> <p>学会誌：日本歯内療法学会雑誌 年 3 回発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通ウェブサイトは構築中
<p>特記事項</p>	<p>現在、学会専門医、指導医からの移行手続きを実施している。</p>
<p>事務所所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話番号 ・ FAX 番号 ・ E-mail アドレス ・ HP アドレス 	<p>< 日本歯科保存学会 ></p> <p>所在地:〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル （一財） 口腔保健協会内</p> <p>TEL : 03-3947-8891</p> <p>FAX : 03-3947-8341</p> <p>E-mail gakkai5@kokuhoken.or.jp</p> <p>HP : https://www.hozon.or.jp/</p> <p>< 日本歯内療法学会 ></p> <p>所在地:〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル （一財） 口腔保健協会内</p> <p>TEL : 03-3947-8891</p> <p>FAX : 03-3947-8341</p> <p>e-mail jea@kokuhoken.or.jp</p> <p>HP : https://jea-endo.or.jp/</p>

矯正歯科専門医	
専門医名称	矯正歯科専門医
専門医制度名	矯正歯科専門医制度
基幹学会名	公益社団法人 日本矯正歯科学会
関連学会の名称	協力学会：北海道矯正歯科学会，東北矯正歯科学会，東京矯正歯科学会，甲北信越矯正歯科学会，近畿東海矯正歯科学会，中・四国矯正歯科学会，九州矯正歯科学会 協力医会：(公社)日本臨床矯正歯科医会 協力団体：日本歯科矯正器材協議会 関係学会：日本顎変形症学会、日本口蓋裂学会、日本顎関節学会
会員数 ・ 歯科医師数 ・ 医師数 ・ 歯科衛生士数 ・ 学生数 ・ その他の会員数 (賛助会員等)	歯科医師数:7203 人 医師数:11 人 歯科衛生士数:23 人 学生数:25 人 その他の会員数 (賛助会員含む) :107 人
専門医数	臨床指導医 (旧専門医) 377 人
歯科専門医機構認定専門医数	201 人
専門医担当委員会	専門医委員会、認定医・専門医制度改革検討委員会、卒後教育委員会、研修施設審査委員会、管理指導医委員会
専門医到達目標	矯正歯科領域における診断、治療および術後管理に関して高度な医療技能と経験ならびに専門知識を有し、他診療領域の歯科医師または医師ら他職種との連携を図り、標準的な矯正歯科治療を提供する能力を有し、さらに以下の資質を有する者とする。 (1)社会人としての良識、医療人としての高度な倫理観を兼ね備える。 (2)専門医として絶えず自己研鑽を積む。 (3)専門医を目指す歯科医師の育成を担う。 (4)矯正歯科医療について患者および社会に対して適切に情報提供を行う。 (5)矯正歯科医療の発展のために奉仕する。

<p>専門医申請資格</p>	<p>(1)歯科医師免許を有する者。 (2)歯科医師免許を取得後、引き続き5年以上、学会の正会員である者。 (3)日本歯科専門医機構認定研修施設における矯正歯科基本研修修了後、その期間を含め5年以上にわたり矯正歯科臨床研修を修了した者（施設長の承認を必要とする）。なお、修了時の到達目標については別に定める。 (5)学会認定医資格を有する者。 (6)原則的に医育施設もしくは医療施設に常勤している者。 (7)学会の認めた刊行物に矯正歯科臨床に関する筆頭論文を公表した者。 (8)別に定める専門医共通研修と専門領域研修を履修した者。 (9)学会倫理規程を遵守する者。厚生労働省「医療広告ガイドライン」および日本矯正歯科学会「医療広告ガイドライン」を遵守する者。</p>
<p>試験内容</p>	<p>(1)Web 講義および習熟度試験:2 教科について講義と各 5 問の試験 (2)筆記試験：MCQ 式 50 問 (3)症例審査：カテゴリー別不正咬合 5 症例の治療前、治療後、保定後の資料を用いた症例審査と口頭試問 (4)合格基準：筆記試験は 60%以上、症例審査/口頭試問は 65%以上を合格基準とする。</p>
<p>臨床関係事項</p>	<p>矯正歯科基本研修後の矯正歯科臨床研修における到達目標は下記の通りとする。</p> <p>(1)歯科矯正学の基礎領域の理解 (2)矯正歯科治療に必要な材料の特性の説明と選択 (3)診察・検査・診断および治療計画の理解と実践 (4)治療の基本的事項の理解と実践 (5)他の分野との連携の理解と実践 (6)臨床マネジメントと矯正歯科医としての倫理についての理解と実践 (7)その他、必要事項の理解と実践 (8)治療経験（永久歯列期の矯正治療：10 症例以上、混合歯列期の矯正治療：3～5 症例以上、診断：10 症例以上、装置の作製・装着：15 装置以上、治療の経験：(1)(2)以外で 110 症例以上)</p>

研修施設	歯科大学病院・歯学部附属歯科病院における矯正歯科（基本及び臨床研修施設） 施設数 31 施設
指導体制	専門医資格を有し十分な臨床経験と教育指導能力を有した矯正歯科医を研修指導医として認定する。基本及び臨床研修施設において研修指導医によって決められたカリキュラムに準じて研修医を研修し、年次記録を作成する。専門医申請までに「専門医申請資格」を満たすよう指導する。
更新関係事項	(1)5 年毎に学会が定める 2 症例の不正咬合治療例を専門医委員会に提出し、症例審査に合格しなければならない。 (2)5 年毎に学会が定める診療実績記録、指導実績記録を専門医委員会に提出しなければならない。 (3)資格取得あるいは更新後 5 年以内に指導者講習会に出席したうえ、別に定める所定の専門医共通研修と専門領域研修単位を獲得しなければならない。 (4)審査のため、専門医委員会は申請者ならびに申請者の常勤する医育施設もしくは医療施設の実地調査を行うことができる。 (5)認定医資格は、専門医の資格を取得した年度に更新を行ったこととみなし、以後、認定医の更新は専門医資格の更新時に行うこととする。
広報体制関係 ・学会誌 ・HP ・その他	・学会誌：Clinical and Investigative Orthodontics (CIO) ・HP：https://www.jos.gr.jp/
特記事項	
事務所所在地 ・電話番号 ・FAX 番号 ・E-mail アドレス ・HP アドレス	所在地:〒170-0003 東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込 TS ビル (一財) 口腔保健協会内 TEL :03-3947-8891 FAX :03-3947-8341 E-mail : jos@kokuhoken.or.jp HP : https://www.jos.gr.jp/

一般社団法人 日本歯科専門医機構 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条

この法人は、一般社団法人日本歯科専門医機構と称する。英文では **Japanese Dental Specialty Board** と表示する。

(事務所)

第 2 条

この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条

この法人は、中立性と公平性を有する組織として国民及び社会に信頼され、歯科医療の基盤となる歯科専門医制度を確立することによって、歯科専門医の質を担保し、さらなる向上を図り、もって良質かつ適切な歯科医療を提供することを目的とする。

(事 業)

第 4 条

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 歯科専門医制度の制度設計及びその整備に関する事業
- (2) 歯科専門医の育成に関する事業
- (3) 歯科専門医の基準認定に関する事業
- (4) 歯科専門医の管理・監督に関する事業
- (5) 歯科専門医制度の評価に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条

この法人は、この法人の事業に賛同する公益社団法人日本歯科医師会、一般社団法人日本歯科医学会連合、及び一般社団法人日本歯科医学会連合に加盟する団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、歯科医学・医療の教育並びに研修にかかわる団体であって、この法人の構成員にふさわしいと理事会が特に認めた者も次条に規定する手続によりこの法人の社員となることができる。

(社員の資格の取得)

第 6 条

この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第 7 条

社員は、社員総会において定められた入会金及び会費を納入しなければならない。社員が納入した入会金及び会費は、いかなる理由があっても返済しない。

(任意退社)

第 8 条

社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第 9 条

社員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条

前2条の場合のほか、社員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が解散したとき。

第 3 章 社 員 総 会

(構 成)

第 11 条

社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権 限)

第 12 条

社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 各事業年度の決算の承認
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 社員の除名
- (4) 定款の変更

- (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開 催)

第 13 条

この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、随時開催することができる。

(招 集)

第 14 条

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 15 条

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 16 条

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第 17 条

社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(決議・報告の省略)

第 18 条

理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案

を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長の指名する出席社員 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役 員

(役員)

第 20 条

この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 18 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）において定める代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち 2 名以内を副理事長とする。

(役員を選任)

第 21 条

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、再任を妨げない。

3 前項の他、理事会の決議により、理事のうち若干名を法人法上の業務執行理事に選定することが出来る。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 役員を選任方法は、第 3 条所定の目的に沿うことを旨として別に定める。

(理事の職務及び権限)

第 22 条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び業務執行理事は、4か月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条

監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条

理事及び監事に対して、社員総会において定めるところにより報酬等を支給することができる。

(役員責任の免除)

第27条

この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条

この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 29 条

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第 30 条

理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副理事長が理事会を招集する。

(議 長)

第 31 条

理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副理事長がこれに当たる。

(決 議)

第 32 条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 34 条

この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第 35 条

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条

この法人の事業計画、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て社員総会に報告をする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで備え置く。

(事業報告及び決算)

第 37 条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時社員総会において、事業報告書及びその附属書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

(剰余金の配当禁止)

第 38 条

この法人は、剰余金の分配を行う事ができない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条

この法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(解散時残余財産の帰属)

第 41 条

この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条

この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 43 条

この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員長及び委員は、理事会が選任し、理事長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置)

第 44 条

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 45 条

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 社員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 理事会及び社員総会の議事に関する書類

(6) 事業計画書及び収支予算書

(7) 事業報告書及び計算書類等

(8) 監査報告書

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第 11 章 雑 則

(理事会への委任)

第 46 条

この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に

定める。

附 則

1. この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第36条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。
2. この法人の設立初年度の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。
3. この法人の設立時社員の住所及び名称は次の通りとする。

住所：東京都千代田区九段北四丁目1番20号

名称：公益社団法人 日本歯科医師会

住所：東京都千代田区九段北四丁目1番20号

名称：一般社団法人 日本歯科医学会連合

住所：東京都豊島区駒込一丁目43番9号

名称：一般社団法人 日本歯科麻酔学会

4. この法人の設立時理事及び設立時監事は次の通りとする。

設立時理事 住友 雅人

設立時理事 今井 裕

設立時理事 松村 英雄

設立時理事 井上 孝

設立時監事 横山 敏秀

5. この法人の設立時代表理事は次の通りとする。

設立時代表理事（理事長） 住友 雅人

6. この法人の設立時における主たる事務所の所在場所は次の通りとする。

主たる事務所 東京都千代田区九段北四丁目1番20号

以上 一般社団法人日本歯科専門医機構を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年2月26日

一般社団法人日本歯科専門医機構

設立時社員 公益社団法人 日本歯科医師会

会長(代表理事) 堀 憲郎

設立時社員 一般社団法人 日本歯科医学会連合

理事長(代表理事) 住友 雅人

設立時社員 一般社団法人 日本歯科麻酔学会

理事長(代表理事) 宮脇 卓也

一般社団法人 日本歯科専門医機構 役員名簿

役 職	氏 名	所 属
理 事 長	今 井 裕	獨協医科大学名誉教授
副理事長	藤 田 一 雄	日本歯科医師会副会長
副理事長	鳥 山 佳 則	東京歯科大学短期大学学長
業務執行理事	砂 田 勝 久	日本歯科大学生命歯学部教授
業務執行理事	村 上 伸 也	大阪大学名誉教授
業務執行理事	秋 山 仁 志	日本歯科大学生命歯学部教授
業務執行理事	宮 脇 卓 也	岡山大学教授
理 事	松 村 英 雄	日本歯科医学会連合副理事長
理 事	古 郷 幹 彦	なにお歯科衛生専門学校校長
理 事	木 本 茂 成	神奈川歯科大学教授
理 事	金 田 隆	日本大学松戸歯学部教授
理 事	沼 部 幸 博	日本歯科大学生命歯学部教授
理 事	窪 木 拓 男	岡山大学教授
理 事	豊 田 郁 子	患者・家族と医療をつなぐ NPO 法人架け橋理事長
理 事	宮 脇 正 和	医療過誤原告の会会長
監 事	横 山 敏 秀	永松・横山法律事務所
監 事	永 井 裕 之	医療の良心を守る市民の会代表

顧問弁護士	丸 山 高 人	永松・横山法律事務所
-------	---------	------------

医政発 0929 第 7 号
令和 3 年 9 月 29 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示の施行について

今般、患者による適切な医療機関の選択に資するよう、一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う医師又は歯科医師の専門性に関する認定（以下「専門医機構専門医認定」という。）を受けた旨（基本的な診療領域に係るものに限る。）について広告することを可能とするため、「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示」（令和 3 年厚生労働省告示第 347 号。以下「改正告示」という。）により、下記のとおり、「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成 19 年厚生労働省告示第 108 号。以下「平成 19 年告示」という。）の一部を改正することとしました。

貴職におかれましては、制度の趣旨を御了知いただくとともに管下の医療機関や関係団体等に周知をお願いいたします。

記

1. 改正の概要

専門医機構専門医認定を受けた旨については広告することができる事項に追加するとともに、医師又は歯科医師については、一定の基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医療従事者の専門性に関する認定（以下「学会専門医認定」という。）を受けた旨を、広告することができる事項から除くこととする。

2. 経過措置

上記改正に伴い、以下の経過措置を講じることとする。

- ① 適用期日前の学会専門医認定を受けた旨（医師又は歯科医師の専門性に係るものに限る。）については、当分の間、なお従前の例により広告することができるものとする。
- ② ①にかかわらず、専門医機構専門医認定を受けた医師又は歯科医師について広告する場合にあっては、当該医師又は歯科医師が専門医機構専門医認定を受けた専門性と同一の基本的な診療領域に該当する専門性について学会専門医認定を受けた旨を広告することはできないこととする。

ただし、学会専門医認定を受けた旨について適用期日において現に広告しているときは、専門医機構専門医認定を受けた旨を広告するまでの間は、引き続き当分の間、学会専門医認定を受けた旨を広告することができることとする。

3. 適用期日

令和3年10月1日

（添付資料）

- ・（別添）医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示（令和3年厚生労働省告示第347号）【官報】

○厚生労働省告示第三百四十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第三項第九号の規定に基づき、医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年九月二十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する告示

医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第三項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 一般社団法人日本専門医機構又は一般社団法人日本歯科専門医機構が行う医師又は歯科医師の専門性に関する認定を受けた旨（基本的な診療領域に係るものに限る。）</p> <p>三 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う薬剤師、看護師その他の医療従事者（医師及び歯科医師を除く。へ及びりにおいて同じ。）の専門性に関する認定を受けた旨</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ 資格の認定に際して、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。</p> <p>ト ヽリ（略）</p>	<p>第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第六条の五第三項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>へ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。</p> <p>ト ヽリ（略）</p>

附 則
（適用期日）

第一条 この告示は、令和三年十月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 この告示による改正前の医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（次項において「旧告示」という。）第一条第二号に掲げる認定を受けた旨（この告示の適用の日までに同号に規定する届出をした団体が行った、又は行う医師及び歯科医師の専門性に関する認定に係るものに限る。）については、当分の間、なお従前の例により広告することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この告示による改正後の医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して「新告示」という。）第一条第二号に規定する認定

を受けた医師又は歯科医師について広告する場合にあつては、当該認定を受けた医師又は歯科医師の、当該認定に係る専門性と同一の基本的な診療領域に該当する専門性について、旧告示第一条第二号に掲げる認定を受けた旨を広告してはならない。ただし、当該専門性について、この告示の適用の際現に旧告示第一条第二号に掲げる認定を受けた旨について広告しているときは、新告示第一条第二号に掲げる認定を受けた旨について広告するまでの間は、この限りでない。

医政発 1012 第 1 号
令和 5 年 10 月 12 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
の一部改正について

今般、別添のとおり、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について」（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知）別紙 3 を改正することとしました。

改正内容は以下のとおりですので、貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管下の医療機関や関係団体に周知をお願いいたします。

記

1 改正の内容

日本歯科専門医機構が認定する基本的な診療領域に係る歯科医師の専門性資格として「補綴歯科専門医」を広告可能とする。

2 施行期日

令和 5 年 10 月 12 日

以上

公益社団法人 日本小児科学会
公益社団法人 日本皮膚科学会
公益社団法人 日本精神神経学会
一般社団法人 日本外科学会
公益社団法人 日本整形外科学会
公益社団法人 日本産科婦人科学会
公益財団法人 日本眼科学会
一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会
一般社団法人 日本泌尿器科学会
一般社団法人 日本脳神経外科学会
公益社団法人 日本医学放射線学会
公益社団法人 日本麻酔科学会
一般社団法人 日本病理学会
一般社団法人 日本救急医学会
一般社団法人 日本形成外科学会
公益社団法人 日本リハビリテーション医学会
公益社団法人 日本口腔外科学会
特定非営利活動法人 日本歯周病学会
一般社団法人 日本歯科麻酔学会
公益社団法人 日本小児歯科学会
特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会

御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

基本領域と同一の専門性のある学会認定専門医を
広告可能とする経過措置の終了について

一般社団法人日本専門医機構が行う医師の専門性に関する認定（基本的な診療領域に係るものに限る。）と同一の専門性を有する医師16団体16資格（別添1）及び一般社団法人日本歯科専門医機構が行う歯科医師の専門性に関する認定（基本的な診療領域に係るものに限る。）と同一の専門性を有する歯科医師5団体5資格（別添2）については、令和3年9月27日厚生労働省告示第347号附則に基づく経過措置として、当面の間広告可能とされていました。

令和6年3月25日に開催された「第3回医療機能情報提供制度・医療広告等に関する分科会」において、当該資格に関する経過措置については、令和11年3月31日をもって終了することとされました（なお、令和11年3月31日までに当該団体の専門医資格を取得又は更新した医師又は歯科医師については、当該取得又は更新による認定期間の開始日から起算して5年間に限り、広告可能とされました）。この経過措置の終了により、令和11年4月1日以降に当該資格に新たに認定された者（取得又は更新した者）は、広告可能ではなくなる予定です。

今後、このような方針に基づき、告示等の改正が行われる予定ですので、貴会におかれましては、本件について御了知の上、適切に対応いただくとともに、貴会会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

以 上

別添 1

<医師の専門性資格> 16 団体 16 資格

- 公益社団法人 日本小児科学会 小児科専門医
- 公益社団法人 日本皮膚科学会 皮膚科専門医
- 公益社団法人 日本精神神経学会 精神科専門医
- 一般社団法人 日本外科学会 外科専門医
- 公益社団法人 日本整形外科学会 整形外科専門医
- 公益社団法人 日本産科婦人科学会 産婦人科専門医
- 公益財団法人 日本眼科学会 眼科専門医
- 一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会 耳鼻咽喉科専門医
- 一般社団法人 日本泌尿器科学会 泌尿器科専門医
- 一般社団法人 日本脳神経外科学会 脳神経外科専門医
- 公益社団法人 日本医学放射線学会 放射線科専門医
- 公益社団法人 日本麻酔科学会 麻酔科専門医
- 一般社団法人 日本病理学会 病理専門医
- 一般社団法人 日本救急医学会 救急科専門医
- 一般社団法人 日本形成外科学会 形成外科専門医
- 公益社団法人 日本リハビリテーション医学会 リハビリテーション科専門医

別添 2

< 歯科医師の専門性資格 > 5 団体 5 資格

- 公益社団法人 日本口腔外科学会 口腔外科専門医
- 特定非営利活動法人 日本歯周病学会 歯周病専門医
- 一般社団法人 日本歯科麻酔学会 歯科麻酔専門医
- 公益社団法人 日本小児歯科学会 小児歯科専門医
- 特定非営利活動法人 日本歯科放射線学会 歯科放射線専門医

医政発 0913 第 4 号
令和 6 年 9 月 13 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
の一部改正について

今般、別添のとおり、「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）等について」（平成 30 年 5 月 8 日付け医政発 0508 第 1 号厚生労働省医政局長通知）別紙 3 を改正することとしました。

改正内容は以下のとおりですので、貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管下の医療機関や関係団体に周知をお願いいたします。

記

1 改正の内容

日本歯科専門医機構が認定する基本的な診療領域に係る歯科医師の専門性資格として「矯正歯科」「歯科保存」を広告可能とする。

2 施行期日

令和 6 年 9 月 13 日

以上